

答 申 個 第 4 号
平成24年 5月 10日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 市 川 正 人
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年11月17日付け文市区第308号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

2つある個人番号の印鑑及び住基データに係る不存在による非開示決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第7号）

1 審査会の結論

実施機関が行った、平成23年8月18日付け京都市指令文市区第11号の不存在による非開示決定を取り消し、改めて開示決定又は非開示決定を行うべきである。

2 異議申立ての経過

(1) 異議申立人は、平成23年8月3日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により「平成9年5月30日以後現時点、異議申立人の個人番号が2つ有り、双方の個人番号の印鑑及び住基データの開示 同姓名 同生年月日 同住所の者を含む。」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関は、本件請求に係る個人情報について、不存在による非開示決定（以下「本件処分」という。）をし、平成23年8月18日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

「請求に係る公文書を作成していないため。」

（「平成16年12月31日以前」に転出、死亡及びその他の理由により削除されたデータについては廃棄しており、「平成9年5月30日以後現時点」までのデータは存在していません。

なお、現在、市民窓口課業務オンラインシステムで保有している住民基本台帳及び印鑑登録データには、請求者と同姓名、同生年月日、同住所の個人番号が入ったデータは1件しかありません。）

(3) 異議申立人は、平成23年10月14日付けで、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消し及び変更を求める異議申立てをし、実施機関は平成23年10月17日にこれを受理した。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消し及び変更を求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非開示決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 住民基本台帳事務等について

ア 住民基本台帳事務について

住民基本台帳は、所管区域に住所を有する者について、個人単位に住民票を調製し、それを世帯ごとに編成して作成する（住民基本台帳法第6条第1項及び第2項）。昭和63年1月4日に住民票をすべて改製し、電子計算機により調製することとし、除票も含めすべて磁気ディスクの記録が住民票原本（住民基本台帳法第6条第3項、住民基本台帳施行令第2条）となった。

イ 印鑑登録事務について

印鑑登録事務とは、京都市印鑑条例に基づく業務であり、印鑑の登録及び登録した印鑑の印影について証明を行うものである。

印影について証明した印鑑登録証明書は、一般に契約などの際に添付し、契約書に押印された印影と印鑑登録証明書の印影が同一であることを確認することでその契約書の作成者を特定する手段として用いられる。印鑑登録証明書は平成4年11月からすべて電子計算機処理を行うこととなっている。

ウ 個人番号について

個人番号は、住民基本台帳を市民窓口課業務オンラインシステムにより電子計算機処理を行う場合に必要のため、個人単位に付番したものであり、同システムの端末画面上で確認することができる。

個人番号は、住民票の記載事項の一つで、住民基本台帳ネットワークの中で住民個人を単位とする全国共通のコードである住民票コードとは異なり、本市が電子計算機処理の必要性から付番したものであり、住民票の写し等の証明には表記されない。

(2) 本件請求に係る個人情報について

ア 市民窓口課業務オンラインシステムにおいて、本件請求に係る個人情報の確認を行うため、平成23年8月9日付けで、システムを管理する総合企画局情報化推進室情報システム課長にデータの有無について照会を行った。

イ 情報化推進室でオンラインシステム端末を使用し確認を行ったところ、異議申立人本人の個人番号のデータは1件のみであった。

ウ 開示請求の内容が「異議申立人の個人番号が2つあり、双方の個人番号の印鑑及び住基データの開示」という内容であったが、異議申立人本人の個人番号のデータ1件しか見当たらないため、個人番号が2つあるデータは作成されていない旨の決定を行ったものである。

エ なお、印鑑登録データは住基データに連動しており、住基データが1件であれば、印鑑登録データも同様である。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 別人で同姓名，同住所，同生年月日の住民登録者がいるので，双方のデータを求めたが，住民票照会検索段階で，終えて一人と決定している。
- (2) 現実に二人いるのに不正な事務取扱いにより当方を除票（死亡）扱いにした事により個人番号が消え，相手の個人番号が残り，その番号を相手と私の共有番号にした。住民票は双方が共有し，住民基本台帳コードも同じ。戸籍謄本は電子化されておらず，住民票と戸籍はつながれておらず，同じ名前，住所，生年月日，戸籍を持つ者が二人，重なって一人になっている。私の両親の戸籍に私は長男で表示され，相手は私と同じ親に養子縁組し，子と表示されている。
- (3) 平成17年4月26日に，伏見区役所で印鑑登録を解除する際，1日から印鑑登録抹消申請書が正式の用紙になっていたのに，故意に印鑑登録消除申請書を課長が出して書かず。消除申請書により，印鑑登録が不正に除票にされ，削除され住民票に影響し個人番号が消え，別人の個人番号が私に与えられ，相手の個人番号を，私と共有している。これにより，私の個人番号が0番になってしまった。住民基本台帳コード番号も共有している，基礎年金番号も同じ。私達夫婦を別の人物に替えようと一部の役所の担当職員がして，上司も加担して，不正な事務処理により名前，住所，生年月日が消え当方の検索（名前）呼び出しは表面に出ず，別人が表面に出る，別人の後ろに隠れて私が入力されている，よって検索調査から当方を漏らし私の氏名は一人として回答した。
システム担当による調査に関する決定書でも内容をよく知っている人は後閲となっており，決定をした人は全く内容を知らない人である。
- (4) 私の提出した異議申立ての日が平成23年10月14日付け配達内容証明郵便で提出したが，郵便到達日が平成23年10月17日であったので17日でもって異議申立日として理由説明書が作成されている。14日付けで行ったと書くべきである。
- (5) 理由説明書に公印がなく，諮問通知書には公印が押されている。この諮問通知書は「情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書」となっており，情報公開の諮問か個人情報開示の諮問か特定できない。
- (6) 理由説明書の内容で異議申立日が違い公印も無いため，私の場合は二人いるので書類をすり替えて，区政推進課と審査会事務局が人物をすり替えて審査を行う。

6 審査会の判断

当審査会は，実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し，次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る個人情報について

本件請求に係る個人情報は、「平成9年5月30日以後現時点、異議申立人の個人番号が2つ有り、双方の個人番号の印鑑及び住基データ（同姓名 同生年月日 同住所の者を含む。）」である。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、オンラインシステム端末を使用し確認を行ったところ、開示請求の内容が「異議申立人の個人番号が2つあり、双方の個人番号の印鑑及び住基データの開示」という内容であったが、異議申立人本人の個人番号のデータ1件しか見当たらないため、個人番号が2つあるデータは作成されていないことから、不存在による非開示決定を行ったものであるとする。

イ 異議申立人は、氏名と住所で検索しても、表面に出てくるのは、異議申立人と同姓・同名・同生年月日・同住所の人物の個人番号のみであり、その後ろに0番として自身の個人番号が存在するはずであるが、それを実施機関が調査していないと主張している。

ウ 当審査会は、電算データの設計上、データのキーとなる1つの個人番号は1人の個人に対応するものであると認められ、また、端末を使用して確認したが特定個人名のデータは1件しかなかったとの実施機関の説明について、特に事実に反する不合理な説明であると判断することはできないことから、個人番号が複数あるとの異議申立人の主張は認めることはできない。

エ しかしながら、当審査会は、個人情報の特定に当たっては、できるだけ開示請求の内容を広く捉えるべきと考える。

実施機関は、「2つある個人番号の印鑑及び住基データ」を請求された場合に、異議申立人の氏名、住所、生年月日と一致するデータが1件のみ存在するのであれば、1件であってもそれは開示の対象となる情報であるものと考えべきである。

このような観点から、実施機関に対し、当該1件のデータを記載した公文書の有無について尋ねたところ、3箇月ごとに作成する閲覧用の町別住基登録者一覧表（氏名、性別、生年月日、住所のみを記載。以下「一覧表」という。）に、異議申立人の氏名、住所、生年月日と一致するデータが1件のみ記載されているが、新しい一覧表を作成すると古い一覧表は廃棄するので、異議申立人から個人情報開示請求があった当時の一覧表は存在していないとのことであった。

以上によれば、実施機関は、原処分において、当該一覧表を特定し、開示又は非開示の決定を行うべきであったと認められる。

オ なお、理由説明書中の異議申立年月日の記載に係る異議申立人の主張について検討すると、異議申立てを平成23年10月14日付けの書留内容証明郵便で提出したのであるから、「異議申立人が平成23年10月17日付けで行った異議申立て」との記載については、記載方法が不正確であり、「異議申立人が平成23年10月14日付けで行った異議申立て」又は「平成23年10月17日に異議申立人から受理した異議申立て」と記載すべきであったと考えるが、この点が、理由説明書自体の効力に影響を及ぼすものではない。

また、この点以外にも、異議申立人は様々な主張を行っているが、それらはいずれも、当審査会の結論を左右するものではない。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成23年11月17日 諮問（諮問個第7号）
12月21日 実施機関からの理由説明書の提出
平成24年 1月24日 異議申立人からの意見書の提出
2月15日 実施機関の職員の理由説明（平成23年度第10回会議）
3月14日 異議申立人の意見陳述（平成23年度第11回会議）
5月 9日 審議（平成24年度第1回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 市川 正人）